

● 騒音・振動関係 対象施設

法律（工場が対象）

施設の区分	施設の種類	能力・規模
①騒音発生施設	機械 プレス	加圧能力が980キロニュートン以上
	鍛造機	落下部分の重量が1 t以上のハンマー
②振動発生施設	液圧 プレス	加圧能力が2,941キロニュートン以上、矯正プレスを除く。
	機械 プレス	加圧能力が980キロニュートン以上
	鍛造機	落下部分の重量が1 t以上のハンマー

※ニュートン=0.101972kgf

条例（工場・事業場が対象）

施設の区分	施設の種類	能力・規模等	
③騒音発生施設	金属加工機械		
	イ 圧延機械	定格出力の合計22,5kW以上	
	ロ 製管機械		
	ハ ベンディングマシン	ロール式、定格出力3,75kW以上	
	ニ 液圧プレス	矯正プレスを除く。	
	ホ 機械プレス	加圧能力294キロニュートン以上980キロニュートン未満	
	ヘ せん断機	定格出力3,75kW以上	
	ト 鍛造機	落下部分の重量が1 t未満のハンマー	
	チ ワイヤフォーミングマシン		
	リ プラスト	タンブラスト以外で、密閉式のものを除く。	
	ヌ タンブラー		
	ル 切断機	といしを用いるものに限る。	
		建設用資材製造機械	
		イ コンクリートプラント	混練容量0,45m ³ 以上、気泡コンクリートプラントを除く。
	ロ アスファルトプラント	混練重量200kg以上	
	鋳造型機	ジョルト式のものに限る。	
④振動発生施設	金属加工機械		
	イ 液圧プレス	加圧能力が2,941キロニュートン未満、矯正プレスを除く。	
	ロ 機械プレス	加圧能力が980キロニュートン未満	
	ハ せん断機	定格出力1kW以上	
	ニ 鍛造機	落下部分の重量が1 t未満のハンマー	
	ホ ワイヤフォーミングマシン	定格出力37,5kW以上	
	鋳造型機	ジョルト式のものに限る。	

- 備考 1 ①については騒音規制法第3条第1項、②については振動規制法第3条第1項、③については埼玉県生活環境保全条例施行規則第34条第1号、④については埼玉県生活環境保全条例施行規則第34条第2号の規定により指定された地域が対象地域です。
- 2 法律の選任対象工場（液圧プレスのみが対象施設である工場は除く。）である場合は、条例の選任対象工場等から除かれます。
- 3 騒音・振動関係公害防止管理者資格は、平成17年まで騒音関係及び振動関係の二区分に分かれていました。このため、騒音発生施設又は振動発生施設のみを設置している工場では、それぞれ騒音関係又は振動関係のみの資格をお持ちの方の選任が可能です。